

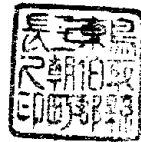
議案第四号

教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例制定の件

教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例を次のように定める

昭和二十八年十二月二十八日提出

三朝町長 坂出 雅



昭和廿八年十二月廿八日

議長 天野 廉



教育委員公選員の報酬及び費用弁償條例

第一条 教育委員公選法（以下「法」という）第三十一条の規程により教育委員の報酬及び費用弁償はこの条例の定めるところによる

第二条 委員の報酬の月額は次のとおりとする
 一、法六七条オニ項の規程による委員 四〇〇〇円以内
 二、法六七条オニ項の規程による委員 三〇〇〇円以内

第三条 前条の報酬は委員に就任した日から支給し、退任、辞職又は失職の日まで支給する

第四条 任期満了により返取したものが退任の日以前に再び委員となつたときは当該委員としての報酬は前条の規程にかゝわらずその日の翌日から支給する

第五条 委員が取済のために出張したときは費用弁償として別表に定める旅費を支給する

第六条 この条例に定めるもの、外報酬及び費用弁償の支給方法については町長等給与条例による

附 則

- この条例は公布の日から施行する
- 前三条の規程にかゝわらず最初の委員は昭和二十八年十一月分から支給する

先 車 費	給 負	車馬賃一軒につき	日当一日につき	宿泊料一夜につき	食料一夜につき
二 等 車	上 級	四 円	二〇〇 円	米内 八〇〇 米外 一〇〇〇 円	三〇〇 円